

正で普通なる裁判が出来るのであると信ずるの
であります。
私の第一點に付ての論告は是で終りまして、
ブレークニー氏から數點に付て陳述されます。
○ブレークニー辯護人 私はブレークニー少佐
でありまして、梅津大將のアメリカ側の辯護人
であります。私のなさんとする所は此の法廷に
對しまして、アメリカ側辯護人に依つて代表せ
られました總ての容疑者の爲に、アメリカ側
辯護人に依つて差出されましめた補助的の第一、
第二項、第七項に對する理由を述べることであ
ります。若しアメリカ側の辯護人が或る點に於
きまして、既に日本側辯護人に依つて提起せら
れました論點を再び申立てるやうなことがあり
ましても、是は決して法廷が此の辯論を成べく
擴大しないやうに、或る一定の範囲内に置くや
うにと云ふ御希望に背くものではないと存じま
す。是は寧ろ異なる法律家達が種々の違つた法
律的訓練、法律的制度の下に立つて居りま
す爲に、異なる観點から同じことを見るので
あらうと云ふ風に解釋して戴きたいと思ふので
あります。

私の第一の點は戦争は犯罪でないと云ふこと
であります。此の觀念は戦争には必ず力が之に
加はつて居ると云ふことであります。
國際法に於きまして戦争に關する法規がござ
いますのは、即ち其の儀戦争は合法的のもので
あると云ふこととの證據であります。此の合法的
である所の關係は、此の手續や若しくは主義と
云ふものの一體を成すものを正しく監督するこ
とを必要とするのであります。而して如何に
戦争が開始せられ、又如何に交戦國が相互に對
して注意を與へ、又如何に戦はれ、そして此の
戦争が如何に終るべきであるかと云ふ法律があ

ることは、若し戦争それ自身が非合法的なもの
であります。
私の第一點に付ての論告は是で終りまして、
ブレークニー氏から數點に付て陳述されます。
○ブレークニー辯護人 私はブレークニー少佐
でありまして、梅津大將のアメリカ側の辯護人
であります。私のなさんとする所は此の法廷に
對しまして、アメリカ側辯護人に依つて代表せ
られました總ての容疑者の爲に、アメリカ側
辯護人に依つて差出されましめた補助的の第一、
第二項、第七項に對する理由を述べることであ
ります。若しアメリカ側の辯護人が或る點に於
きまして、既に日本側辯護人に依つて提起せら
れました論點を再び申立てるやうなことがあり
ましても、是は決して法廷が此の辯論を成べく
擴大しないやうに、或る一定の範囲内に置くや
うにと云ふ御希望に背くものではないと存じま
す。是は寧ろ異なる法律家達が種々の違つた法
律的訓練、法律的制度の下に立つて居りま
す爲に、異なる観點から同じことを見るので
あらうと云ふ風に解釋して戴きたいと思ふので
あります。

それで私は茲に最もよく知られて居ります所
の國際法の最近權威の一人の言葉を引用したい
と思ひます。ルーティ・ハフトはオッペンハイ
ムの「國際公法」と云ふ本の第六版の中に次のや
うなことを申して居ります。之を全文讀みまし
て而して後に通譯をして戴きたいと思ひます。
「國際的法規がありません場合に於ては、戰爭
と云ふものは法律を違つた狀態に適應する爲の
機能を果したものであります。しかるのみなら
ず、國際社會に於ける缺點に原始的な代替物を
之に與へると云ふこと以外に、戰争は此の試み
られた此の欲せられた所の此の變更の客觀的の
利害得失と云ふことは獨立して、各國家の現存
必要はないと思ふのであります。唯戰争を一
つの犯罪として見ると云ふ一般的の問題を茲に
提起致しました。其のことと之に多少の關係の
ある事項とに要約することが出来ると思ふので
あります。

本動議の基礎となるべき理由は私は茲に讀む
必要はないと思ふのであります。唯戰争を一
つの犯罪として見ると云ふ一般的の問題を茲に
提起致しました。其のことと之に多少の關係の
ある事項とに要約することが出来ると思ふので
あります。
私の第一の點は戦争は犯罪でないと云ふこと
であります。此の觀念は戦争には必ず力が之に
加はつて居ると云ふことであります。
國際法に於きまして戦争に關する法規がござ
いますのは、即ち其の儀戦争は合法的のもので
あると云ふこととの證據であります。此の合法的
である所の關係は、此の手續や若しくは主義と
云ふものの一體を成すものを正しく監督するこ
とを必要とするのであります。而して如何に
戦争が開始せられ、又如何に交戦國が相互に對
して注意を與へ、又如何に戦はれ、そして此の
戦争が如何に終るべきであるかと云ふ法律があ

ることは、若し戦争それ自身が非合法的なもの
であります。
私の第一點に付ての論告は是で終りまして、
ブレークニー氏から數點に付て陳述されます。
○ブレークニー辯護人 私はブレークニー少佐
でありまして、梅津大將のアメリカ側の辯護人
であります。私のなさんとする所は此の法廷に
對しまして、アメリカ側辯護人に依つて代表せ
られました總ての容疑者の爲に、アメリカ側
辯護人に依つて差出されましめた補助的の第一、
第二項、第七項に對する理由を述べることであ
ります。若しアメリカ側の辯護人が或る點に於
きまして、既に日本側辯護人に依つて提起せら
れました論點を再び申立てるやうなことがあり
ましても、是は決して法廷が此の辯論を成べく
擴大しないやうに、或る一定の範囲内に置くや
うにと云ふ御希望に背くものではないと存じま
す。是は寧ろ異なる法律家達が種々の違つた法
律的訓練、法律的制度の下に立つて居りま
す爲に、異なる観點から同じことを見るので
あらうと云ふ風に解釋して戴きたいと思ふので
あります。

それで私は茲に最もよく知られて居ります所
の國際法の最近權威の一人の言葉を引用したい
と思ひます。ルーティ・ハフトはオッペンハイ
ムの「國際公法」と云ふ本の第六版の中に次のや
うなことを申して居ります。之を全文讀みまし
て而して後に通譯をして戴きたいと思ひます。
「國際的法規がありません場合に於ては、戰爭
と云ふものは法律を違つた狀態に適應する爲の
機能を果したものであります。しかるのみなら
ず、國際社會に於ける缺點に原始的な代替物を
之に與へると云ふこと以外に、戰争は此の試み
られた此の欲せられた所の此の變更の客觀的の
利害得失と云ふことは獨立して、各國家の現存
必要はないと思ふのであります。唯戰争を一
つの犯罪として見ると云ふ一般的の問題を茲に
提起致しました。其のことと之に多少の關係の
ある事項とに要約することが出来ると思ふので
あります。

本動議の基礎となるべき理由は私は茲に讀む
必要はないと思ふのであります。唯戰争を一
つの犯罪として見ると云ふ一般的の問題を茲に
提起致しました。其のことと之に多少の關係の
ある事項とに要約することが出来ると思ふので
あります。

○ウエップ裁判長 午前十一時五十分休憩

○ヴァン・ミーター執行官 只今より開廷を宣 します。

○ジョージ山岡辯護人 ……(英語にて陳述、 通譯なし)

○ウエップ裁判長 午前十一時十分開廷

○キーナン首席検察官 ……

○ウエップ裁判長 ……

○マンスワイルド検事 ……

○清瀬辯護人 講譯は正確なものを日本文にし て下さるのは宜しいが、法廷に於ける裁判長の 御宣告、又検事、被告の申出は其の場で講譯 して下さいませぬと、何が進行して居るか分り ませぬ。殊に法廷のチャーチ九條四には審問 並に尋問せる手續は英語及び被告の國語を以て なすとあるのに御注意願ひたいと思ひます。

○ウエップ裁判長 審判は英語及び容疑者の使 用する言葉に依つて處理せらるべしと云ふ規定 がありまして、現在まで法廷は此の規定の通り に審理せられつつあります。講譯の一部分は將來 に持越されましたが、是は満足すべき解釈が將來

に於て行はるべき爲であります——二時三十分まで休憩致します。

午後零時十五分休憩

○ダアンミーター執行官 極東國際軍事裁判所を效に再開致します。

○コミニズ・カーラー検事

○向哲濬檢事

○クレーマン陸軍大尉

○ウェップ裁判長

○ウエップ裁判長

○向哲濬檢事

○ウェップ裁判長

○向哲濬檢事

○クレーマン陸軍大尉

○ウェップ裁判長

は、徹底して居ませんでした。此の儘で進むことは：：：
○ウエップ裁判長 クレーマンさんが申されました。否合法的であるといふ議論ではないかと思ひした反対は、申請でありました。それは削除するといふことであります。それを私は許可致しました。

○ウェップ裁判長 演説をしないで下さい。

○向哲濬檢事

○ウエップ裁判長 之に對して何か答がありま
すか。

○ブレークニー陸軍少佐 十分か十五分休憩し
たいと思ひますが如何でせう。

○ウエップ裁判長 何の爲ですか——十五分間
休憩致します。

● 午後三時四十分休憩

↓ ↓ ↓

午後四時開廷

○ヴァンミーター執行官 法廷を效に再開放致し
ます。

○清瀬辯護人 裁判長、通譯のことに關し申上
げることを御許し願ひたいと思ひます。

○ウエップ裁判長 既にあなたに對しまして、
過去に於て行はれたこと、並に將來行はれんと
するに付て申上げた筈であります。

○清瀬辯護人 いや、違ふことです。先刻のや
うなことではなく、やはり昨日以來同じやうに
此の法廷で一々御翻譯を願ひたいと思ふのであ
ります。例へば先程支那側の検事が御辯論をな
さいましたが、通譯がない爲に、被告及び被告
の辯護人は、之に對して必要なるオブジェクシ
ョンを上げる機会を失つて居ります。又クレ
マンさんが適當にオブジェクションをして下さ
いましたけれども、その意味がよく我々の側に

○ブレークニー陸軍少佐 參與檢察官コミニズ
カーパーは、合法的又は非法的の戰争の區別をさ
れましたが、多分それは合法的な側と、非法的な
側の區別であるのではないかと推察致します。
此の殺人に關する罪狀に關して特に申上げますと、

私の思ふ所によりますと、檢察官側の異議は勝つた方の殺人は、合法的であつて、敗けた方の殺人は、非法的であるといふことを保留して言つて居ません、而して現在の法律が何であるか、法律が何であるか、法律がどういふものであるべきかといふ區別が檢察官によつて提議さ
れて居るやうに思はれます。

私達は當法廷の判決に喜んで服從するものであります。歴史の判決には、大して關心を持つて居らないのであります。その判決といふのは、此處に居ます被告にとつては關係の極めて少
いものと思ひます。

もう一つ最後に申上げたい、それはフイリッ
ピン、インド又其の他の諸國の參加といふこと
であります。同意の下に参加したといふことであります。オツベンハインの著書一九六〇年から
再び引用致します。國際法に從へば純然たる主
權國のみが交戰國となるの權利を有して居る
であります。半主權國的の國は、交戰國となる權
利はありません。これを基本と致しまして、私達
の論點を申上げたいと思ひます。若し法廷の方
で御希望をなさいますならば其の引用文を提出
致しますが、我々は以上で満足して居ります。

○ウエップ裁判長 提出の必要はありません。
○ウエップ裁判長 提出の必要はありません。

○ブレークニー陸軍少佐 本件に關して日本辯
護人の一人が申上げたいと思ひます。

○ウエップ裁判長 名前は何といひますか。

○ブレークニー陸軍少佐 高柳博士であります。

○ウエップ裁判長 此の動議には彼は署名して
居りません。

○ブレークニー陸軍少佐 どうも間違つたやう
に思ひます、失禮致しました。

○ウエップ裁判長 もう一つ動議が提出されて
居ります、それは板垣、木村、武藤竝に佐藤を
陪席檢察官は、刑事行為に關しまして、被告が色
の條約協約等にはないといふことを申して居
ります。個人の責任といふものに關する申立も
ないといつて居ります。而してさういふ協定違
反に對する罰則をも指定しないといつて居ります。
法律がどんなものであるべきかといふオツ
ベンハイムの主張は當人御自身によつて法律が

村、武藤並に佐藤に代つて申上げます、辯護人がよく分る爲に、本動議から一點々々讀上げます。第一は被告武藤は日本陸軍部隊の一員として、アメリカ合衆國の陸軍部隊に降伏し、又被告板垣、木村、佐藤は日本の陸軍部隊のメンバーと致しまして、英聯邦の陸軍部隊に降伏し、其の降伏後俘虜になり、現在まで其の身分資格にあります。ジユネーヴ協定第六十三條の規定によりますれば、此法廷は彼等に刑を下す権限を持たないといふことあります、ジュネーヴ協定第六十三條の規定に従ひ、本裁判所條例又は手續規定に従つての手續は、上記被告がそれぞれ降伏した陸軍部隊の手續とは違ふのあります。

これより私の議論に移りたいと思ひます。武藤將軍は參謀長と致しまして、一九四五年九月三日第十四方面軍と同時に降伏されたのであります。上記の諸將軍は、敵軍隊のメンバーと致しまして、それぞれ敵軍に降伏されたのであります。彼等は皆ゼネバ協定第七條によりまして收容されたのであります。官木柳將軍、又帝國陸軍部隊第二十七師團長佐藤將軍は、それぞれ英聯邦の陸軍部隊に降伏されたのであります。上記の諸將軍は、敵軍隊のメンバーと致しまして、それぞれ敵軍に降伏されたのであります。彼等はそれ以後解放されたことはありませんで、引續き其の儘になつて居つたのであります。

そこへ彼等は、すつと隔離されて居りましたので、戦争犯罪者として異議ありや否やは分りません。随つて俘虜としての彼等は、茲に於て戦争犯罪人としての裁判を受けることは出來ないのであります。さつき申しましたゼネバ協定に依りますと本法定は彼等を裁判する権利はないのであります。我々は茲に誰が彼等を裁判する権利があるとか、誰が裁判されるべきであるとかさういふことは議論したくないと思ひます。問題は其の條項が適用され得るや否やといふことあります。それは適用されると私達は主張

するものであります。第六條によりますと、其の俘虜の審判は、保護國を通じて出来るだけ早く、本人に通知しなくてはならぬことになつて居ります。是が先程申しました審理のやり方であります。それに依つて是等の被告は有罪であるが、或は無罪であるかを決定されるべきであります。それは單なる行政的又は政治的結論であります。日本の利益代表國は、スイスであります。ここに外交代表が居ります。有罪無罪の申立をする前に、其の保護國に向つて通知すべきであります。通知は出て居らないやうに思ひます。又出て居らんと云ふ證據があります。

管轄に制限を加へられた裁判であるが故に、其の管轄の範圍をはつきり立證することを記録の爲にも必要と思ひます。第六十三條を引用致しますと、俘虜の判決は同じ法廷に依つて、同じ手續に依つて下されなくてはならぬと書いてあります。是等の四名の者は、彼等が逮捕された英國の法廷に依つて裁判されるべきものであります。斯かる軍法會議に對する手續と云ふものは、ここにありまするやうな裁判の手續と、大いに違つて居るのであります。武藤將軍はイギリスの他の關係國に依つて處罰されるべきであります。斯かる軍法會議に對する手續と云ふものは、ここにありまするやうな裁判の手續と、大いに違つて居るのであります。武藤將軍に關しましては、陸戰法規の第二十五條の項目が適用されるべきであります。第二十五條は死刑に關すること、第三十八條は軍法會議に關する規定を設けて居りまして、これは普通の證據を集め用されるべきであります。是等の項目は當法廷條例第十三條にあります所の證據を除外して居ります。我々が考へますには、是等の法規は俘虜に対する規則であります。是等の項目は當法廷條例第十三條にあります所の證據を除外して居ります。

再びラトランド判事の説を引用致します。現に直面致しますと、日本は敗戦國であります。無條件に降伏しなかつたとしても、非常に重い條件の下に敗戦した國であります。領土はアメリカ軍に依つて占領されて居ります。日本はアメリカと正式取引をする地位にはないのであります。日本には最早アメリカの俘虜は、居ないのであります。中立國に依つて彼等は保

せん。而して其の法廷に於ける手續は、自國の兵隊に對する手續と同様の手續が俘虜に應用されることになつて居ります。而して其の協定には、米軍、英軍、フランス、ロシア並に日本も署名をして居るのであります。而してそれは重大な事件を取扱ふと云ふ目的の爲につくられたものであります。それは單なる行政的又は政治的結論であります。是が先程申しました所では、本協定と云ふのは、米軍、英軍、フランス、ロシア並に日本も署名をして居るのであります。而してそれは重大な事件を取扱ふものではないと我々は思つて居ります。是等の項目は法律的手續に言及して居ります。而してそれは重大な事件を取扱ふものではないと我々は思つて居ります。山下事件に於きまする裁判長の言葉を茲に引用したいと思ひます。我々が俘虜にした者に對する保護を與へるものである。而して逮捕者が課せんとする所の色々の處罰に對して自國兵と同様の手續を訴へることが出来るのであります。訓練等の場合には出来るだけ條約の範囲内に自由に許可することになつて居ります。隨つて是等の日本の軍人が我が國の軍人と同様保護されなくてはならぬと云ふことを主張する者であります。此の協定調印に際しまして我々はそれを同意して居るのであります。是等の法則は實際に適用されました。さうして單なる手續問題ではないのであります。若し我方の國民が裁判に掛けられてゐたとしたら、我々も此の條項を引用して反駁するのであります。たとひ戰争が停止したと云つても、是等日本の俘虜は之に對する俘虜としての待遇を受けるべきであると主張致します。而して利益保護國を通ずるよりも、直接に日本政府から通信する途がある筈であります。再びラトランド判事の説を引用致します。現に對するものであつて、隨て是等戦時國際法云ふものは、唯俘虜に對して宣告を下すと云ふことに付ての言及をして居るので、而も其の罪と云ふことが俘虜として居た間に於て行はれた罪に對するものであつて、私は右の解釋と致しまして戰闘行為の開始、若くは戰闘行為の行はれた間に、行はれた所の國際法に對する罪に付ては、本件は當嵌まらないと解釋したいのであります。非常に審理が後れますので、先程採用した方

護されねばなりません。ゼネバ協定の趣旨に伴ひまして本法廷は是等四人の者を裁判する権限がないと申上げます。

○ウエーブ裁判長 檢察官どうぞ……

今問題は一九二九年のジユネーヴ協定に基くものであります。本裁判の後程に於ては、此の協定は成程便利なものと認められるであります。私の見ました所では、本協定と云ふのは、米軍、英軍、フランス、ロシア並に日本も署名をして居るのであります。而してそれは重大な事件を取扱ふものではないと我々は思つて居ります。是等の項目は法律的手續に言及して居ります。而してそれは重大な事件を取扱ふものではないと我々は思つて居ります。山下事件に於きました所では、本協定と云ふのは、米軍、英軍、フランス、ロシア並に日本も署名をして居るのであります。而してそれは重大な事件を取扱ふものではないと我々は思つて居ります。山下事件に於きました所では、本協定と云ふのは、米軍、英軍、フランス、ロシア並に日本も署名をして居るのであります。而してそれは重大な事件を取扱ふものではないと我々は思つて居ります。山下事件に於きました所では、本協定と云ふのは、米軍、英軍、フランス、ロシア並に日本も署名をして居るのであります。而してそれは重大な事件を取扱ふものではないと我々は思つて居ります。山下事件に於きました所では、本協定と云ふのは、米軍、英軍、フランス、ロシア並に日本も署名をして居るのであります。而してそれは重大な事件を取扱ふものではないと我々は思つて居ります。

○コミング・カーラー 檢察官どうぞ……

法に從つて私の辯論を最後まで續けさせて戴きたい。

○ウエップ裁判長 どうぞ發言を全部続けて下さい。その後で翻譯をすることに致します。

○コミニズ・カーラー検事

○○○フアナス大尉

○○○ウエップ裁判長

○○○コミニズ・カーラー検事

○○○ウエップ裁判長

〔まだ他に動議が出て居ります。例へば此處に細目の請求書などが出で居りますが、是は本日出来ませぬで、明日に合議せうかと云ふ裁判長の提議に對しまして、當方檢察團から、是は判事控室で話した方が宜しいので、この法廷でするべきはなからうと云ふ意見が出ました
が、之に對して裁判長は、本件は刑罰的なものであるから、之を斯うした公開の席で取上げるやうにしたいと云ふので話が落付きました〕

○○○フアナス大尉

○○○ウエップ裁判長

〔他の動議に對しましても、本日論議するか否

やと云ふ事ことが辯護士と、裁判長の間で話合になりましたが、結局明日の九時半より全部取上げることに致しました〕

○○○ウエップ裁判長 休廷。

午後五時十七分休廷